

福祉医療費助成事業の概要

区 分	対 象	所 得 制 限	給 付 範 囲	負担割合			
重度心身障害者医療費	*身体障害者手帳所持者 (1～3級) *療育手帳所持者 (㊤、A、㊦)	本人→老齢福祉年金の規定を準用 扶養義務者等 →特別児童扶養手当の規定を準用	総 医 療 費 <table><tr><td>保 険 給 付</td><td>公費負担</td><td></td></tr></table> (入院時食事療養費、入院時生活療養費及び 重度医療一部負担金を除く。) 一部負担金	保 険 給 付	公費負担		県→1/2 (広島市は 40/100) 市町→1/2 (広島市は 60/100)
保 険 給 付	公費負担						
乳幼児医療費	*0歳児～6歳児 (就学前まで)	生計中心者の所得が旧 児童手当の特例給付額 未満	総 医 療 費 <table><tr><td>保 険 給 付</td><td>公費負担</td><td></td></tr></table> (入院時食事療養費、入院時生活療養費及び 乳幼児医療一部負担金を除く。) 一部負担金	保 険 給 付	公費負担		県→1/2 (広島市は 40/100) 市町→1/2 (広島市は 60/100)
保 険 給 付	公費負担						
ひとり親家庭等医療費	*18歳到達年度末までの児童 を現に扶養している配偶者 のない者及びこれに準じると 知事が認めた者 *配偶者のない者に扶養され ている 18歳到達年度末まで の児童 *父母のいない 18歳到達年度 末までの児童	所得税非課税世帯	総 医 療 費 <table><tr><td>保 険 給 付</td><td>公費負担</td><td></td></tr></table> (入院時食事療養費、入院時生活療養費及び ひとり親家庭等医療一部負担金を除く。) 一部負担金	保 険 給 付	公費負担		県→1/2 (広島市は 40/100) 市町→1/2 (広島市は 60/100)
保 険 給 付	公費負担						
精神障害者医療費	*精神障害者手帳所持者 (1級) [ただし、自立支援医療受給者証 (精神通院)の所持者]	本人→老齢福祉年金の規定を準用 扶養義務者等 →特別児童扶養手当の規定を準用	総 医 療 費 <table><tr><td>保 険 給 付</td><td>公費負担</td><td></td></tr></table> (入院に係る給付費及び精神障害者医療 一部負担金を除く。) 一部負担金	保 険 給 付	公費負担		県→1/2 (広島市は 40/100) 市町→1/2 (広島市は 60/100)
保 険 給 付	公費負担						